

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
インターネット情報配信サービス「JAMP」による情報提供	支出負担行為担当 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.1	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	7010001018703	時々刻々発生する事項を観光行政に反映するため、常日頃からの情報収集活動は非常に大きな役割を担っている。選定業者が有している情報提供内容は、インターネットを利用して、各省大臣会見や首長会見など会見速報をはじめとする中央省庁・地方自治体の動静やニュース、リアルタイムな政治・社会ニュースや災害情報など、他のメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。 また、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索もし易くなっているため調時の検索に適しており、特に行政、経済情報等必要な専門情報入手することができるサービスを行っているのは、株式会社時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	4,752,000	4,752,000	100%	
宿泊施設向け持続可能な観光にかかる認証・ラベル取得効果実証事業	支出負担行為担当 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.1	Tricolage(株) 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル	2010701039482	本業務の実施にあたっては、持続可能な観光にかかる認証・ラベルに精通した有識者の意見を踏まえ、必要かつ適切なものを選択し、その効果を検証する必要がある。また、本業務を円滑に運営するためには、高いプロジェクトマネジメント能力が必要であるとともに、専門知識や高いスキルに基づく調査の実施が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	14,999,600	14,999,600	100%	
旅行・観光消費動向調査(2024年1-3月期分)の実施に係る業務	支出負担行為担当 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.1	(株)インテージリサーチ 東京都東久留米市本町1-4-1	6012701004917	統計法に基づく一般統計調査である「旅行・観光消費動向調査」では、日本国民がどの程度旅行を行い、旅行にてどのような消費活動を行ったかについての実態を把握することを目的として毎年四半期ごとに調査を実施している。 調査対象者(個人)の選定は、調査設計に基づき選定した対象自治体の住民基本台帳を閲覧することにより抽出しており、毎年4月から5月の間に抽出した調査対象者リストは、調査対象年度の4-6月期調査(同年7月実施)から翌年1-3月期調査(翌年4月実施)まで用いる必要がある。 住民基本台帳の閲覧事項は、住民基本台帳法第11条の2の第7項により、住民基本台帳の閲覧の申出時に当該申出者が指定した者(この場合2023年度契約の「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」の受注者)以外は取り扱うことができないとされているため、他の事業者による調査対象者リストを引き継ぐことは不可能である。 また、調査対象者リストは無作為抽出により選定しているため、他の者が住民基本台帳を閲覧し同一の調査対象者リストを再現することも不可能である。 以上の理由により、2023年度の「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」の受注事業者と契約する以外に本業務を実施する方法がないため、同事業者と随意契約を締結するものである。	26,048,000	26,048,000	100%	
令和6年度 特定複合観光施設区域整備に関する重要事項の検討に係る法制支援業務(単価契約)	支出負担行為担当 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.1	弁護士 児島幸良 東京都港区西新橋1-2-9	-	当該者は、特定複合観光施設(IR)区域整備に関する法令及びIR事業に精通し、IR推進法及びIR整備法の法案作成の専門的な検討業務に携わったという稀有な経験を有しているとともに、民事法、金融関係法令、外国法についても高度な水準の専門的知見を有しており、本業務に求められる水準を達成できる唯一の者であるため。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	8,923,200	8,923,200	100%	
持続可能な観光推進モデル事業に関する調査業務	支出負担行為担当 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.12	有限責任監査法人 トーマツ 東京都千代田区丸の内3-2-3	5010405001703	地域の持続可能なマネジメント体制構築や社会経済に関するサステナビリティの取組、地域の自然・文化や生業等の保全・活用にかかる「持続可能な観光の推進」は、世界的な関心が高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも取り組むべき喫緊の課題といえる。 当庁としては、こうした背景も踏まえ、2020年にUN Tourism駐日事務所とともに開発・公表した、国際的な指標に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン」を活用し、持続可能な観光の啓蒙や実現に向けた調査業務を行っている。 これまでも持続可能な観光の優良モデル創出に取り組んできたところだが、地域が国際認証・表彰の取得を視野に入れた場合のより高度な優良モデル構築の実証事業を行い、我が国における持続可能な観光の推進を図ることが本業務の目的である。 この目的を達成するために、調査業務を運営する事務局(以下「事務局」とする)が、世界的な潮流を捉えた国際的な視点を有しつつ、国内での幅広いネットワークを有していること、多岐に渡る国際的な事例等の知見及び高度な分析能力を有していること、観光全般に関する実績を有していることが必要である。 また、本業務における十分な成果を得るためには、事務局が確実な業務遂行体制とともに効果検証及び分析事業に高度に精通していることが必要であり、今回の企画競争を満たす事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な業務運営を目指すものである。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、随意契約によることとした。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	74,993,050	74,993,050	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
観光DX推進による観光・地域経済活性化事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.17	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号	7010001064648	本業務は、各地域・各事業者の個別最適の流れから、観光地・観光産業全体の収益最大化・最適化への転換を図るため、旅行者、観光地づくり法人(DMO)等の観光地経営を行う者、宿泊事業者等の地域内事業者に関わる課題の解決に資する先進モデルの創出を目指し、取組を行うものである。 本業務の実施に当たっては、観光分野だけでなくデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、新設で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	424,324,349	424,324,349	100%	
令和6年度フランス及びアメリカにおける訪日観光促進事業に伴う運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.25	東武トップツアーズ(株) 東京都墨田区押上1丁目1番2号	4013201004021	令和6年5月にフランス・パリで開催されるOECD閣僚理事会、米国・ロサンゼルスで開催されるIPWは世界から関係国や旅行関係者が集まる大規模なイベントであり、この機会を活用して現地観光関係者対象の訪日観光促進事業を展開することで、能登半島地震からの復興を目指す北陸地方を含む日本の観光の魅力をアピールし更なる訪日プロモーション促進を図るとともに日仏・日米間の交流促進を図るものである。 本業務は、上記のうち、ロサンゼルスでの日米観光交流促進事業に付随する夕食会の開催等とともに、大規模イベント開催地特有の事情を考慮したパリ・ロサンゼルスでの政府関係者の移動手段・宿泊施設の確保等の運営業務を滞りなく遂行することを目的とするものである。 本業務の実施に当たっては、イベント運営や宿泊・移動手段・通訳の手配をスムーズに行う必要がある。特にOECD閣僚理事会期間中により、宿泊施設等でキャンセルポリシー等について特別な規定が採用されているとともに、宿泊料が高騰しているため、観光庁において手配することが困難な状況である。 よって、上記業務を円滑に行うに当たり、運営業務を実施する事業者を調達するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	9,898,768	9,898,768	100%	
宿泊施設における業務効率化に資するシステムの導入効果実証事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.5.10	一般社団法人地域人財基盤 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号	4011005008619	宿泊施設における業務効率化に資するシステムの導入を通じ、宿泊業の業務効率化による省人化(人手不足への対応)を図りたいところ。費用対効果が不明確として導入に踏み切れない事業者も少なくない。そのため、システム導入による業務効率化や経営戦略の高度化について、導入前後の効果を検証し、普及を促したいが、システム導入と一言で表しても、その機能や種類は様々である。また、システムの導入にあたっては適切な知識に基づいたうえで、必要かつ適切なものを選択する必要もある。このため、本事業の実施に当たっては高い専門知識を有する事業者を選定し、導入を円滑に進めたい。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	14,994,683	14,994,683	100%	
宿泊施設における業務の洗い出し調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.6.7	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	3010005002459	本事業では、宿泊施設において発生する全業務を洗い出し、それら各業務を効率化させるための対応策を分類するものであるが、観光産業の現状と課題、人手不足に関する問題意識を把握し、適切な有識者の意見を踏まえた上で、関係各位との緊密な連絡調整や運営等を行う必要がある。また、本事業を円滑に運営するためには、高いプロジェクトマネジメント能力が必要であるとともに、専門知識や経験、人材が求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	14,999,160	14,999,160	100%	
海外教育旅行の導入及びプログラム開発の付加価値向上支援に関する事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.6.10	(株)JTB 東京都品川区東品川2丁目3番11号	8010701012863	アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際間の相互理解の増進等につながり、なかでも海外教育旅行は若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加に寄与する。また、今後、海外教育旅行の裾野拡大にむけて、新たに導入を検討する学校や自治体等の掘り起こしを図る必要がある。 このため、本事業の事務局は、学校や自治体等における海外教育旅行のプログラム開発の促進として、導入に意欲のある学校・自治体等と旅行会社のマッチングや、優良な海外教育旅行プログラム開発を行う。また、その普及啓発活動として、プログラム開発の実施結果をとりまとめ、シンポジウムの開催やウェブサイトでの情報発信、各種ルートを通じた周知を行う。 特に、国際的な潮流等を踏まえ、教育的にも付加価値の高い教育プログラムの開発に向け、学校又は地方公共団体と旅行事業者の連携を促進するマッチングを実施するほか、両者の連携による付加価値の高い海外教育旅行プログラム企画について公募を行い、選定・採択後のプログラム開発の過程で翌年度以降の商品化に向けたサポートを実施することで、海外教育旅行に携わる旅行事業者の企画・開発力の向上と、海外教育旅行に取組む学校や地方公共団体の裾野の拡大を図る。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	17,944,960	17,944,960	100%	
令和6年度「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」に関する調査等業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.6.10	(株)日本能率協会コンサルティング 東京都港区芝公園3丁目1番2号	7010401023055	令和5年4月、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。)第9条第11項に基づき、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(以下「大阪IR計画」という。)の認定が行われたところである。 今後、IR整備法第37条第1項に基づき、国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。)に即して、毎年度、大阪IR計画の実施の状況について評価(以下「実施状況評価」という。)を行わなければならないとされている。 また、適切な会計整理の実施や財務の収益性・安全性の把握等の観点から、IR整備法第28条の規定に基づき、認定設置運営事業者(以下「IR事業者」という。))は、財務報告書、内部統制報告書、四半期報告書等を国土交通大臣に提出することが必要となる。 本調査は、令和5年度に実施した「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査業務(以下「令和5年度調査」という。)の内容や国内外の情勢の変化及び最新の知見等を踏まえ、大阪IR計画の実施の状況について効果的に評価できるよう、必要な調査等を行うものである。また、合わせて、令和5年度及び令和6年度の大阪IR計画の財務活動の収益性・安全性の分析等を行うものである。 本事業につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	28,967,400	28,967,400	100%	
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.01	TOPPAN株式会社 東京都文京区水道1丁目3番3号	3011101040658	本業務の実施にあたっては、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文の作成及び作成方法、ノウハウの集積等に関して、経験及び高度な知見・能力を有する者によるアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 提出された企画提案書を審査した結果、当該法人の企画提案が特定されたため、当該法人と随意契約を締結する。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	596,857,800	596,857,800	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
ワーケーション普及・定着の促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.17	株式会社JTB 東京都千代田区霞が関3-2-5階 が間ビル23階	8010701012863	本事業の実施にあたっては、ワーケーション等に関する高い専門知識と、モデル実証事業等に係る実施工程の管理補助・執行管理から経営の支払まで、一連の業務を的確かつ迅速に実施することができる業務体制を構築する能力が求められる。以上を踏まえ、本業務につき、最も効果的、効率的な業務運営を目指すべく、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	179,259,936	179,259,936	100%	
観光レジリエンスサミットに関する企画調整支援業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.17	PwCコンサルティング合同会社	1010401023102	新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界的に観光セクターが大きなダメージを受け、観光の脆弱性が明らかになると共に、世界各地では自然災害等により地域の観光地が打撃を受けることも頻発している。こうした状況を踏まえ、各国・地域の観光政策において、観光分野の強靱性(レジリエンス)の向上が重要なテーマとなっている。そこで我が国として、当該分野における観光政策の議論をリードし、世界の観光振興への貢献と日本のプレゼンス向上を図るため、2024年秋に観光レジリエンスをテーマとしてハイレベルな議論を行う閣僚級国際会議(観光レジリエンスサミット)をUN Tourism(世界観光機関)と共に開催することとしており、東日本大震災からの復興の取組の共有や東北地方の魅力発信・地域活性化等の観点で、宮城県仙台市にて開催予定である。 本業務では、観光レジリエンスをテーマとして、観光大臣会において有意義な議論を行うため、会合のテーマや議事次第、成果文書等の準備に関する助言及び資料作成により支援を実施するものである。 本事業においては、同会議等の重要性を十分に理解した上で、観光分野における最近の動向等に関して各国・国際機関等の情報収集能力を有し、企画、資料作成等を円滑に実施できる会社へ発注する必要がある。 そこで、本業務につき、企画競争を実施し、内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	14,999,600	14,999,600	100%	
サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業の事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.18	有限責任監査法人 トーマツ 東京都千代田区丸の内3-2-3	5010405001703	サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業は、サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る取組の支援を行うものである。 本事業の実施にあたっては、幅広い視点からの課題の把握及び具体的な提案を行うために、持続可能な観光や地域資源の活用に関するノウハウや知見、専門家等との幅広いネットワーク、実証事業の進捗を適切に管理できるノウハウ等を有していることが必要である。 さらに、本事業における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制と共に、観光コンテンツ造成・情報発信等に向けた課題抽出及び方針策定のための高度な分析力を有していることが必要である。 このことから、本事業の事務局運営業務の実施にあたっては、国内の観光関連事業者や専門家等との幅広いネットワーク、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、同事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	259,998,028	259,998,028	100%	
歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業(事業化支援及びモデル創出等調査)の事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.18	TOPPAN株式会社 東京都文京区水道1丁目3番3号	5010405001703	本業務は、歴史的資源を中核に地域資源の潜在価値を一体的に活用する観光・地域経営の実現を目指すとともに、歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組展開地域を更に拡大することで、質・量両面での取組推進を支援するものである。加えて、更なる事業環境整備及び地方自治体、地域金融機関やまちづくりに係る方々の理解啓蒙を行うため、勉強会等を行う。 このため、本業務の実施にあたっては、歴史的資源を活用した観光まちづくりの実施に関する専門的な知識が不可欠である。加えて本業務における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制とともに、効果検証及び分析事業に高度に精通していることが必要であり、そのような能力を有する事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的な事業運営を目指すものである。 その内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	239,996,000	239,996,000	100%	
第2のふるさとづくり普及推進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.4.18	株式会社 博報堂 東京都港区赤坂5丁目3番1号 赤坂Bizタワー	8010401024011	本業務は、新型コロナウイルス感染症の拡大や働き方改革の普及により、観光需要の質に変化が起きている現状を踏まえ、第2のふるさとづくり(何度も地域に通う旅、帰る旅)等の新たな仕掛けを作ることにより、観光振興だけでなく、二地域居住・地域居住や移住への寄与を期待し、取組を実施するものである。 本業務の実施にあたっては、観光分野だけでなく、交通分野、マーケティング分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力、情報発信スキル及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当	260,000,000	260,000,000	100%	

